



## なるほど！医療講座

著：串間市民病院 外科医師  
高屋 剛  
たかや つよし

### 再度、がん告知に関して

#### 近年の薬物治療（抗がん剤治療）の発展について

外科では、乳がんおよび消化器がんを中心として化学治療を行っています。これらの中で、いくつかの分野では、近年薬物治療が目覚ましい発展を遂げています。特に大腸がんはこの10年での発展が最も顕著でした。

10年前であれば、化学治療を行っても平均で1年前後の延命しかできなかったような進行がんでも、現在では、平均で3年近い延命が可能になっています。

その他の分野でも、大腸がんほどではありませんが、着実に進歩しています。

#### なぜ告知が必要なのか

各種薬剤の開発により、一昔前のように副作用に苦しみながら治療に耐える、といった場合は現場では少なくなっています。しかし、副作用がまったくないわけではありません。薬物治療を受けるにあたって、本人へがんの告知を行うことは原則として必要です。告知を行わないのは家族の希望によるものがほとんどです。

告知を行わない状態では、患者本人への病状の説明はどうしても十分なものになりません。不十分な説明では患者本人は不十分な理解しか得ることができません。治療に伴う副作用は少なからず生じ、また病状へ

の理解が不十分なままでは、これらの副作用に耐えることは困難です（本人にとって、自分はそのような悪くないと聞いているのに、どうして副作用を伴うような治療をしなければならぬのか、疑問に思うでしょう）。

告知をしないといっても、本人に何も告げずに治療を開始するわけではありません。家族の希望に沿って、事実と異なる説明をすることになります。比較的病状が落ち着いているときには、それでも大きな問題は生じませんが、病状が悪くなってきたときに問題が生じます。患者自身にとつては、これまでに聞いてきた説明の内容と自分の病状とが、どんなにかい離していくことから、治療内容などに不満を持つようになります。

告知をしない、または、不十分な告知のみで薬物治療を開始し、患者自身が治療の必要性を十分に理解しない状態であったがために、通院を自己判断で中止してしまい、しばらく経ってからかなり病状が進行した状態で病院を受診する、といったケースも決して少なくありません。

治療（手術および薬物治療）を行うに当たって、初めに告知をしないのは、初めは、心理的な負担がかからず患者・家族・医療従事者のすべてにとって楽に思えますが、病状の進行とともに徐々につつまが合わ

なくなりません。

がんの告知に関しては、ある程度の年齢になれば日ごろから考えておくべき事柄ではないかと思えます。手術ができないほどに進行したがんでも、化学治療が発達した現在ではできることがあるとあります。一昔前とは異なった告知への認識が必要であると思えます。

**「なにもしない」よりも**  
進行したがんが見付かったときに、「なにもしなくていいです」と言う家族が少なからずあります。がんの進行に伴い、さまざまな症状が出ます。痛み、吐き気、便秘など。本当に何もしなくて済むがん患者などいません（これをわかってください）。最終的には何らかの医療の介入を要します。特に痛みに関しては、適切に医療用の麻薬を使用することで、かなりコントロールできます。モルヒネは最後の最後に使用する薬という認識は大きな誤りです。現在ではかなり早い段階から、医療用の麻薬を使用し、積極的に痛みを抑える治療をしています。また、薬物治療は病気の進行を遅らせるだけではなく、がんの症状の緩和に役立つことがあります。

串間市の方々に、その時の最良のがん治療を受けてもらえるよう努めていきます。今後ともよろしくお願ひします。

## むし歯のお友だち

19の笑顔が輝いています。



2月10日実施の3歳児健康診査で、むし歯がなかったお友だちです。乳幼児フッ素塗布のご案内

フッ素は歯の質を強化します。

●日時 6月16日（水）午後1時～1時半

●場所 串間市総合保健福祉センター 2階すこやか広場

※通知はいたしません。年3回塗布するとより効果があります。

●問い合わせ先 福祉保健課子育て支援係 ☎72-0333（内線504）

### 年金をあきらめないで 合算対象期間（カラ期間）はあります

公的年金には合算対象期間（カラ期間）というものが設けられています。合算対象期間とは年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことをいいます。この合算対象期間と年金の受給資格期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

おもな合算対象期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間など、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

- ① 厚生年金などの加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間
- ② 学生であった平成3年3月以前の期間
- ③ 海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含みます）
- ④ 厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限り含みます）

ご自分に、これらの合算対象期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、市役所または年金事務所に相談してください。 ※合算対象期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要とする資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます。

金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます。

※老齢基礎年金の資格期間を満たして厚生年金の加入期間が1年以上ある昭和36年（女子は昭和41年）4月1日以前生まれの方については、生年月日に応じて60歳から64歳までの方に60歳前半の老齢厚生年金が支給されます。

**受給資格期間が足りないときは**  
受給資格期間（原則として最低25年）に足りなかったら、60歳から65歳まで任意加入することができます。

それでも受給資格期間が足りない方は65歳から70歳までの間、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで特例任意加入することができます。

**第3号被保険者の届け出忘れはありませんか？**

以前は、第3号被保険者であること自分を市区町村へ届け出をしなければいけませんでしたが、そのことを知らなかったり、届け出忘れの期間があったりした場合、平成17年4月から年金事務所へ届け出ること、届け出忘れ期間をすべて承認してもらえることになりました。

届け出忘れが心配な方は、年金事務所へお問合せください。

●問い合わせ先 都城市年金事務所 ☎0986-23-2571、市民生活課 市民係 ☎内線225・226